

I

野鳥で確認された
高病原性鳥インフルエンザ

I — 1

我が国のハクチョウにおける対応

ハクチヨウにおいて確認された高病原性鳥インフルエンザ に対する農林水産省の対応

1. オオハクチヨウから高病原性鳥インフルエンザウイルスを確認
・十和田湖畔（4月29日及び5月22日）、北海道野付半島（5月5日）、北海道サロマ湖畔（5月10日）
 2. 野鳥のサーべイランス強化を要請（4月28日）
・環境省に対し、野鳥のサーべイランスを強化するよう要請
 3. 農場への緊急的な立入指導等の実施を要請
・北海道、青森県、秋田県、岩手県に対し、養鶏農場への緊急的な立入指導
 4. 飼養衛生管理の徹底を要請
・青森県、秋田県、岩手県に緊急的な立入指導を要請
 5. 緊急的な消毒の実施を通知（5月1日）
・全都道府県を対象に緊急的に、家畜防疫員の指示に基づき、国費による消石灰等の散布を実施
 6. 不適切な表示の調査
・全都道府県に対し、野鳥の侵入防止対策の徹底、農場に出入する車両の消毒の徹底、異常発見、早期通報等の防疫対策の徹底のための通知を发出
 7. 緊急的な消毒の実施を通知（5月1日）
・全都道府県を対象に緊急的に、家畜防疫員の指示に基づき、国費による消石灰等の散布を実施
 8. 不適切な表示等は確認されていない
→不適切な表示等は確認されていない
 9. 家きん疾病小委員会の開催（5月13日、8月1日、9月2日）
→ハクチヨウから分離されたウイルスについては、互いに遺伝子レベルで非常に近縁であるが、山口県（H16年）や宮崎県（H19年）等で確認されたウイルスやインドネシア、ベトナムで流行しているウイルスとは異なる
 10. 関係国との情報交換や家きん等への感受性確認のための感染実験を実施する必要
今後の家きんにおける防疫対応の検討を実施
- (環境省) 「鳥インフルエンザ等野鳥対策に係る専門家グループ会合」(5/12,8/6,8/29)
「感染経路等調査ワーキンググループ会合」(5/29,7/1,8/6)
国内で分離されたウイルスについては、4月に韓国、ロシアで発生した株と遺伝子レベルで非常に近縁

十和田湖畔における白鳥確認地点周辺の 養鶏農場について

養

鶏農場について

白鳥の検査結果
H5N1(強毒タイプ)確認

4月29日、5月22日

青森県
農家戸数:39戸
飼養羽数:約231万羽

①半径10km以内 0戸

②半径30km以内 56戸

飼養羽数(計)
約2665千羽

岩手

岩手県
農家戸数:2戸
飼養羽数:8万2千羽

Copyright © 2004 ZENRIN CO., LTD.
10km

北海道野付半島における白鳥確認点周辺の農場鶴養殖について

白鳥の検査結果

H5N1(強毒タイプ)確認

四月
五

白鳥の検査結果

H5N1(強毒タイプ)確認

四
五
月
五

卷之三

० श्रावण

①半径10km以内 0戸

②半径30km以内 5戸

約9.5千羽

東方島留男勇士

水昌皇

卷之四

四
卷之三

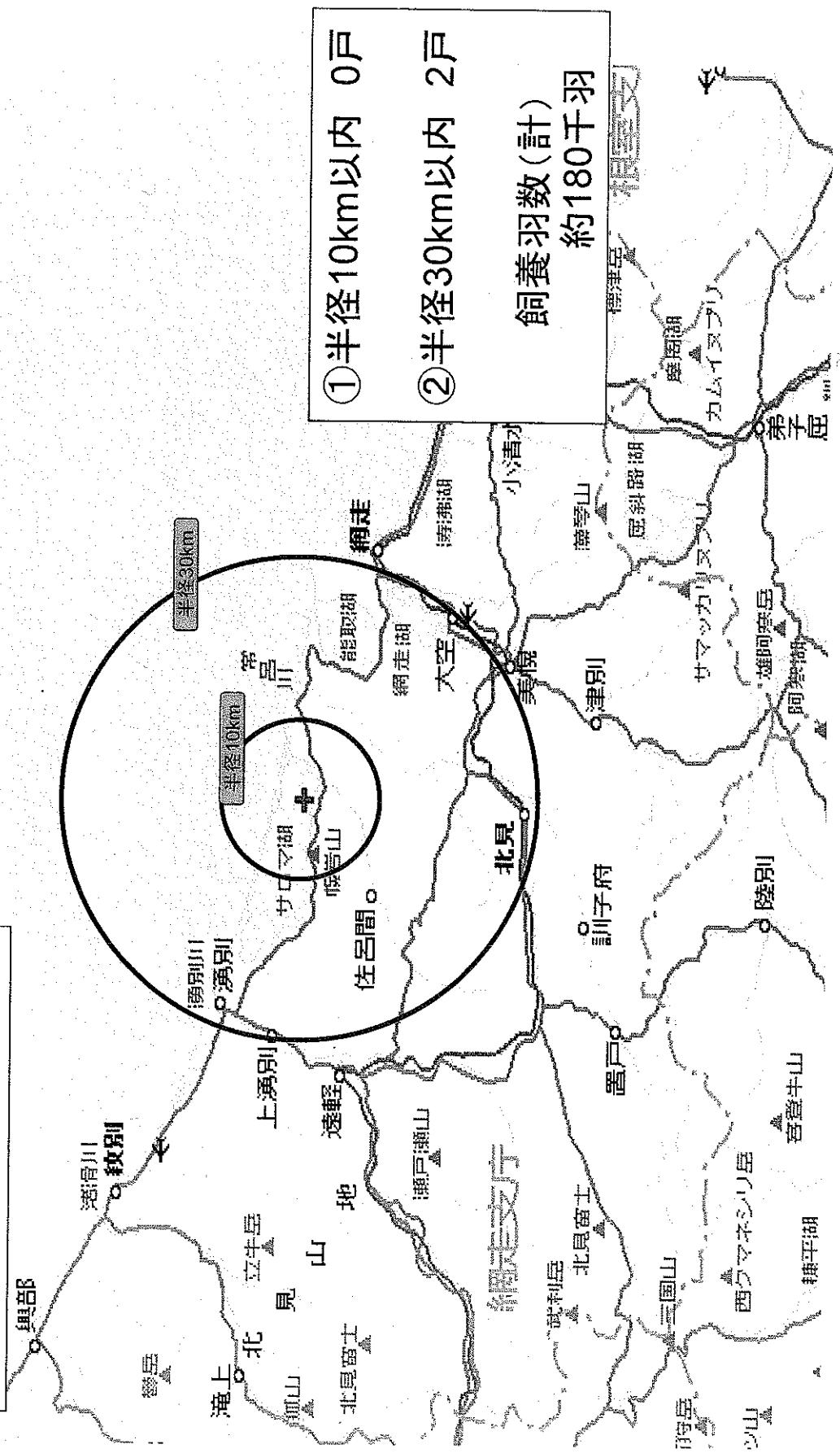
三

卷之三

三

北海道サロマ湖における白鳥保護地周辺の 養鶏農場について

白鳥の検査結果
H5N1(強毒タイプ)確認
5月10日



オオハクチョウから確認された高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染経路等について（概要）

環境省感染経路等調査ワーキンググループ

1. 感染確認の経緯について

平成20年の4月中旬から5月上旬にかけて、青森県、秋田県の十和田湖、北海道の野付半島及びサロマ湖において、オオハクチョウからH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された。

十和田湖においては、近接する場所で3回にわたり連續して確認されている（①4/21秋田県側で収容した4羽のうち、3羽分をあわせた検体より4/29確認、②4/18青森県側で収容した1羽より5/22確認、③5/8青森県側で収容した1羽より5/22確認）。このうち秋田県では4羽が同時に死亡もしくは衰弱した状態で収容されている。野付半島及びサロマ湖においては、いずれもオオハクチョウ1羽のみが確認された。

2. 感染確認後のウイルス保有状況調査について

高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された3箇所において、周辺に生息する野鳥が高病原性鳥インフルエンザウイルスを保有していないか確認するため、調査を行った。調査では、①ガンカモ類の糞便、及び②野鳥を捕獲し、喉、総排泄腔のぬぐい液をそれぞれ採取し、検体とした。さらにオオハクチョウが繁殖地に帰る前に集まる北海道の主要な7湖沼についても、ガンカモ類の糞便を検体として採取した。

採取した総検体数は1,571（糞便；1,273個、ぬぐい液；44種298羽分）であり、検査の結果いずれの検体も陰性であった。

3. オオハクチョウの生息状況等について

日本で確認されているハクチョウ類の殆どは、オオハクチョウとコハクチョウである。

オオハクチョウはシベリアやオホーツク海沿岸で繁殖し、日本には越冬のため飛来する（平成19年度ガンカモ類の生息調査（環境省）では、約38,000羽）。北海道の風蓮湖や野付半島などを経由し、野辺地湾、最上川河口、伊豆沼など本州以北の湖沼、河川、内湾で越冬する。

十和田湖では、毎年11月初旬に飛来し、4月下旬まで滞在する。最大個体数は約300羽、感染確認時期の個体数は、20羽以下と推測される。

北海道東部（野付半島、サロマ湖等）は渡りの中継地であり、野付半島及びサロマ湖の最大個体数は、いずれも2,000～3,000羽程度、感染確認時期の個体数は、いずれも20羽以下と推測される。

4. 分離ウイルスの特徴

十和田湖、野付半島及びサロマ湖のオオハクチョウから分離された5株のウイルスは、全て非常に近縁なH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザウ

イルスであり、本年、韓国及びロシアで分離されたウイルスとも非常に近縁であった。また、当該ウイルスは、これまで国内で分離されたウイルスと異なり、系統樹解析から中国南部で流行していたウイルスの系統に由来すると考えられる。

実験室内的病原性試験においては、鶏に対して 100 % と高い致死率を示した。また、アヒルに対しては 50 % の致死率を示し、過去に国内で分離された高病原性鳥インフルエンザウイルスと比較して高い病原性を示した。

5. 国内及び発生地（十和田湖、野付半島、サロマ湖）へのウイルス侵入経路

(1) 北海道東部で確認された事例は、感染地域が渡りの経由地であったことと、多くのオオハクチョウが集まる場所であるにもかかわらず、それぞれ 1 個体ずつであったことから、北海道で感染したのではなく、国内の別の場所で感染して移動してきた可能性が考えられる。

一方、十和田湖における感染は、局地的に複数羽確認されているため、オオハクチョウの集団内の水系感染による小規模な流行があったと考えられる。

(2) 本ウイルスは、これまで国内で分離されたウイルスと異なっており、国内における直近の家禽での発生事例もないことから、過去に流行したウイルスが国内に潜在していて、オオハクチョウに伝播したとは考えられない。このため、当該ウイルスは、国外から日本に持ち込まれたものと考えられる。

(3) 発生地が観光地であるため、海外との人的交流や物流ルートによるウイルス侵入の可能性も完全に否定はできないが、これとオオハクチョウを繋ぐ具体的な伝播経路は想定できない。

(4) 流行地から飛来する鳥類によって国内にウイルスが持ち込まれた可能性としては、次のことが考えられる。

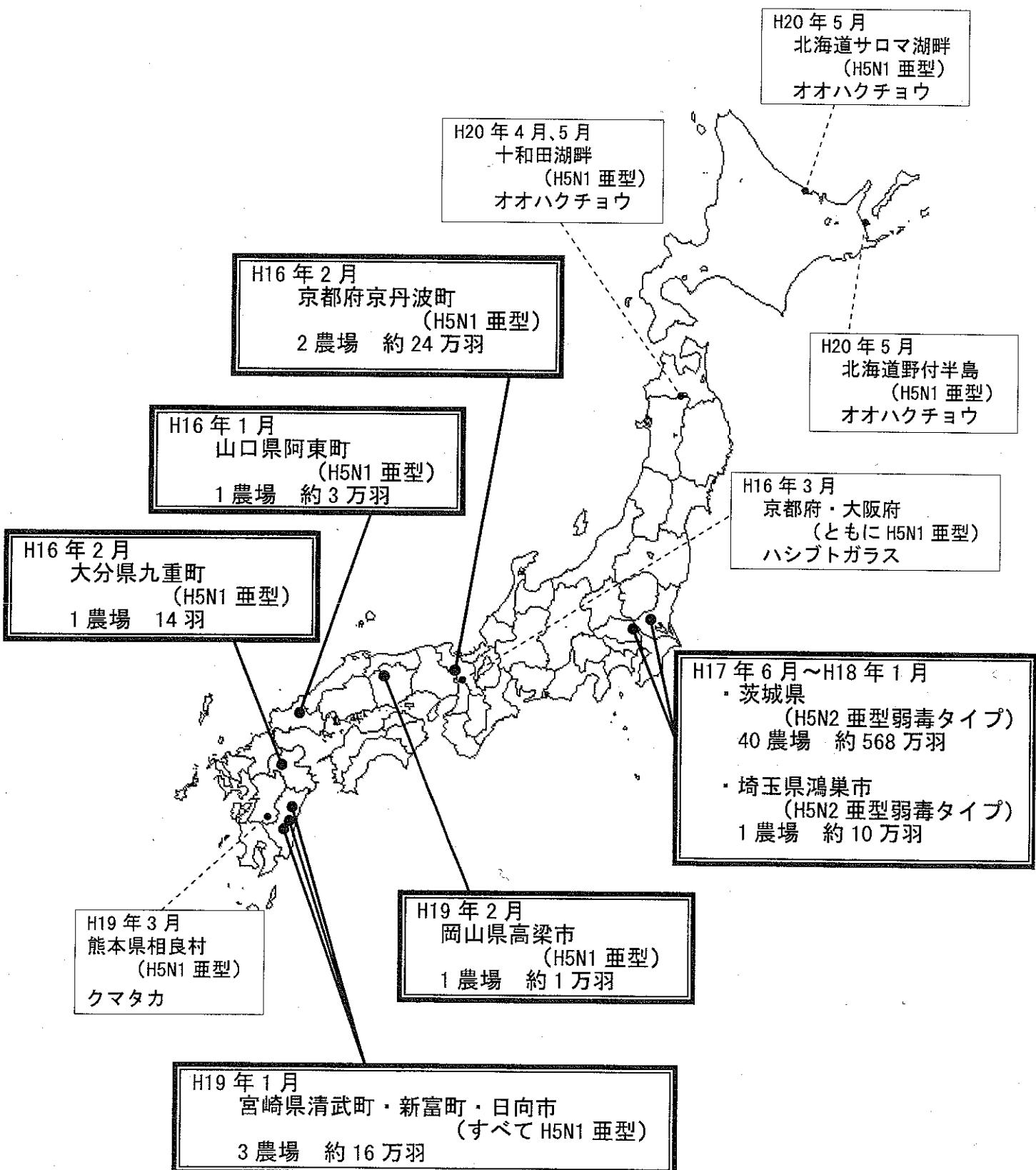
ア. 3月から4月にかけて、ガンカモ類などの渡り鳥が朝鮮半島から日本に飛来することは知られていないが、ガンカモ類及びその他の鳥類が朝鮮半島を経由して、または大陸から直接、飛来し、ウイルスを伝播した可能性イ. 当該ウイルスは、カモ類に対して致死率が高いと考えられるものの、冬季に感染したカモ類が飛来し、死亡個体は人目につきにくいこと等から、確認されず4月まで感染が継続し、ウイルスが存在していた可能性

6. まとめ

今回の発生に係る直接的な証拠による感染経路の特定はできないが、当該ウイルスは国外から持ち込まれたものであり、人や物を介しての持ち込みの可能性は低く、ガンカモ類などによる持ち込み及び伝播の可能性が考えられた。

今後は野鳥における当該ウイルスの感染を早期に発見し、感染状況を把握することが必要であり、国と地方自治体及び関係機関が連携した野鳥におけるウイルス保有状況のモニタリング体制を強化し、国民に正確な情報を迅速に伝えることが重要である。

高病原性鳥インフルエンザ確認事例



* は野鳥